

# 知的財産関連ニュース報道(韓国版)

## <2017年4月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

韓国弁理士 金 成鎬

4月には、韓国で話題になっている特許紛争に関する記事と、韓国の薬品に対する医薬品特許連携制度に関する記事、また、日韓の知財訴訟の認定損害賠償額の比較などが行われた発表を扱う記事を紹介する。

4月27日付ヘラルド経済によると、4月26日、韓国のセルトリオントは、多国籍製薬会社ロシュが去る2013年10月ソウル中央地裁に提起した、セルトリオントとセルトリオント製薬を相手に、バイオシミラー「ハジュマ(Herzuma)」がロシュの特許を侵害したという趣旨の特許権侵害禁止訴訟と、2016年8月に申請した特許侵害仮処分訴訟において、すべて勝訴し安定して国内に発売できることになったと明らかにした。ハジュマは、乳がんの治療薬であるハーセプチニン(Herceptin)のバイオシミラーであり、ハーセプチニンは、乳がんと転移性胃がんの治療に使われるバイオ医薬品である。全世界で年間68億ドル(約7兆7,000億ウォン)以上売れるブロックバスター製品であって、ロシュの子会社ジェネンテクが開発し、韓国内の売上高は年間1,000億ウォン相当と推定される。バイオシミラーを該当国で発売するためには、保健当局の許可を得て、さらに、オリジナル医薬品の特許を侵害していないことを証明しなければならない。今回の勝訴判決で、その間延ばされていたハジュマの韓国内発売が今年中に行われるものと予想される。ハジュマは、去る2014年1月に食薬庁からレムシマ(Reimsima)に統いて二番目に許可を獲得したバイオシミラーであったが、ロシュからの特許訴訟のために発売が遅れてきた。セルトリオントは、今後、特許権者が、無効化された特許に基づく権利行使や意図的な法的遅延手段などを介して発生した許可と販売遅延による損害に対しても賠償を請求す

ることができるかどうか、法的検討にも着手する計画だ。セルトリオントの関係者は、「セルトリオントは年内に、ハジュマの韓国内への市販突入を目指して準備している」とし、「昨年10月に申請した欧州医薬品庁(EMA)からの許可の承認後、グローバルローティングも計画通りに進めている」と述べた。

4月25日付東亜日報によると、4月24日、韓国の大宇造船海洋は、「LNG蒸発ガス部分の再液化システム(PRS)」に対して日本のメーカーが提起した特許登録異議申立において、特許を維持できたと明らかにした。PRSに関する特許は、2012年に大宇造船が韓国内に特許出願し、昨年6月には日本でも特許を取ったLNG運搬船の中核技術の一つである。LNGを船に積載する際には、氷点下163度に冷却して液体状態に変えた後、船倉に移し入れる。LNGを液化すると体積が600分の1程度に減るため、気体状態の時よりも遥かに多くの量を一度に移すことができる。しかし、船倉の温度が163度から少しでも上がれば、液体の一部が再び気体に戻る。この時、ガスを船倉から適時に抜かないと、内部の圧力が上がって爆発の危険が生じることもある。通常は、圧縮機と動力装置などを設置して気体の状態のLNGを再び液体に変えて船倉に戻す。大宇造船によると、独自の保有技術であるPRSは、別の冷媒圧縮機を設置しなくとも、ガスを液体に変えて船倉に戻すか、または船舶の燃料として使うことができるシステムを備えている。既存の再液化装置より設置費が40億ウォン程度安く、年間の船舶運営費も10億ウォン以上削減できる。PRS技術は、大宇造船が特許を取った後、韓国の造船業界において微妙な問題だ。この技術を巡って、現代重工業、大宇造船、サムスン重工業など、いわゆる造船「ビッグ3」間の訴訟戦

は一進一退の様相が数年続いている。2015年、韓国特許審判院においてPRS技術の特許性が認められたが、今年1月に、特許法院では大宇造船が敗訴して結果が覆された。現在は、造船3社が最高裁の判断を待っている状況である。現代重工業とサムスン重工業は、従来造船業界で一般的に使っていた技術を大宇造船が特許として登録し、まるで独創的な技術であるように宣伝し、受注競争で不利になったと主張している。一方、大宇造船は、「PRSはすでに海外10カ国で特許登録がされており、今回、日本でも特許の有効性が再確認され、大宇造船の技術の独創性が認められた」と対抗している。

4月20日付デイリーパムによると、4月19日、「2017年国際医薬品展」において、韓国特許庁は「ジェネリック医薬品許可審査説明会」にて「特許存続期間延長制度の政策方向」をテーマに製薬特許の争点と今後の計画を説明する中で、薬剤の特許存続期間延長申請を拒絶した韓国特許庁の決定に対して、製薬会社が請求した不服審判の提起率が69%に達し、当該制度の改善の必要性が提起された。特許権の存続期間延長制度（延長登録制度）は、一部の特許発明が、当局の規制を受けて一定期間の間、特許を活用できなかったことに対する補償の概念で、1987年に導入された制度だ。製薬分野の場合、特許を取得しても、通常他の分野に比べて平均5年程度、必然的に特許活用ができないことを勘案し、制度を設計・運営している特許庁は、申請品目の要件の審査を経て、その期間延長の決定をしている。一方、この特許庁の決定を不服とする審判が引き続き提起されている。実際に特許庁が集計した不服審判の現状を見ると、許可特許連携制度が施行された2015年には、審判請求は、実に505件に達した。これらが係属中である昨年には3件だけ追加され、2年間に合計508件が特許庁の拒絶決定を不服とした。このうち167件が受け入れられて特許期間が維持されたが、176件は放棄（取下げ）、不服審判が棄却された件数は116件であった。製薬会社による不服審判の提起率も2015年57.1%、昨年69.4%と、2年間の平均は68.9%で、ますます増える傾向にある。これに対して、韓国特許庁の事務官は、延長登録制度自体が通商摩擦を回避するために十分な先行研究をせずに実施されたが、製薬の場合、2015年の許可特許連携制度まで実施しながら、訴訟など存続期間の延長に

関連する不服事例が増えていると説明した。同事務官は、「数回にわたり、特許法と施行令、告示の改正をしながら存続期間延長制度に関する事項を改善してきたが、いまだに法解釈が入り乱れる状況」とし、「存続期間関連の審決・判決の分析と、先進各国の制度との比較考察を通じて、審査基準など全体的な見直しと改善が必要だ」と述べた。韓国特許庁は、それに応じて、4月中にタスクフォースチームを設け、5月から10月の間、各国の判例と審査基準、研究報告書を収集して分析し、審査基準案を導出することにした。

4月25日付電子新聞によると、4月21日に開かれた「日韓知財弁護士共同セミナー」において、韓国特許法院側は、「2010～2015年の平均損害賠償認容額が1億ウォンを超える」と明らかにした。同セミナーにおいて、アンダーソン毛利友常法律事務所の後藤未来弁護士は、2014～2015年の日本の地方裁判所特許侵害事件の統計を引用しながら、「日本の特許侵害訴訟において、損害賠償額1億円以上は5件である」と明らかにした。後藤弁護士は続いて、和解で訴訟が終了した場合、損害賠償額が1億円以上の事例は9件であると述べた。日本は、裁判所のホームページに関連統計を公開している。

一方、韓国は、特許侵害損害賠償額が小さい。韓国特許法院側は、「2010～2015年の平均損害賠償認容額が1億ウォンを超える」とし、「国民総生産（GDP）や国家総生産（GNP）の規模と比較すると、決して小さくない」と強調した。しかし、法務法人ダレのジョ・ヨンシク弁護士は、「韓国知識財産研究院の『2015年韓国特許侵害訴訟制度における訴訟乱用規制に対する妥当性の検討』報告書を見ると、2009～2013年に韓国の裁判所が認容した損害賠償額の中央値は6,000万ウォン」としながら、「2014年の別の資料を見ると、特許無効率は53%、特許侵害訴訟で原告が勝つ確率は30%未満」と説明した。ジョ弁護士は、「（個々の勝敗に關係なく）原告の平均損害賠償額を算定すると（6,000万ウォンの30%である）2,000万ウォン程度」とし、「最高裁まで行って得られた賠償額が2,000万ウォンであれば、果たして依頼人が代理人に何というのか深く考えるべき問題」と強調した。法務法人太平洋のパク・ジョンヒ弁護士は、「これまで、知的財産権侵害による損害賠償額の算定において、証明が困難な場合、裁判所による賠償額算

定の規定が多く参考になってきた」とし、「制度不備と、裁判所が忠実に審理できなかつたことで、適切な賠償額の算定がなされていなかつたと思われる」と主張した。続けて、「資料提出命令など新たな制

度が2016年に導入されており、今後はより充実した審理が行われ、適切な損害賠償がなされることを期待する」と述べた。

### 《訴訟関係》

- ▲6日、中国官営メディアの泉州網によると、中国泉州市中級法院は、「サムスン電子がファーウェイ特許を侵害した」とし、8,000万人民元(約128億ウォン)の賠償を命じる判決を下し、サムスン電子とファーウェイ間の特許訴訟のうち初判決であるため注目される。(7日 東亜)
- ▲韓国のソウル半導体は4月13日、ドイツのデュッセルドルフ裁判所に電子部品流通企業マウザー・エレクトロニクスを相手に特許侵害訴訟を提起したと発表した。今回の特許侵害の対象品目は、世界10位圏のLED企業であるエバーライトの部品を使った高出力LED製品である。(14日 韓経)
- ▲4月13日、韓国特許庁によると、世界1位の車両予約サービス会社「ウーバー(Uber)」は3月27日、韓国特許庁に、韓国ソウル大学の自律走行車「ヌーバー(SNUver)」の商標権の出願に対して異議申立を申請したことが分かった。(18日 韓経)
- ▲韓国特許審判院は最近、名刺サービス「リメンバー」を提供するドラマアンドカンパニー(DRAMA&COMPANY)がツォンダネット(Xonda.Net)が保有する、名称が「携帯通信装置と有線・無線インターネットを利用した情報管理システム及び方法」(登録番号:10-0438757)の名刺管理技術に関する特許を対象に提起した無効審判請求を棄却した。(18日 電子)
- ▲4月18日、ブルームバーグの法律・ビジネスニュースであるBNAによると、米国連邦控訴裁判所は17日(現地時間)、レンプラントワイヤレステクノロジがサムスン電子を相手に提起したBluetoothの互換性技術に関する特許侵害訴訟で、サムスン電子の携帯電話とTV製品がレンプラントの特許を侵害したとする原審を確定した。連邦控訴裁判所は、しかし、レンプラントが1千570万ドルという賠償金を策定し、単位数量当たりの策定した使用料の割合は適切であるが、これを訴訟提起前に販売された製品に適用したのは誤りだと判決した。(19日 連合)
- ▲ハイブリッドメモリ半導体モジュール技術企業のネットリストは、パークレー・リサーチ・グループ(BRG)から1株当たり6.56ドルの特許価値が認められたと18日明らかにした。米国株主権利協約(Shareholder Rights Agreement)によると、株価が低評価された企業は、一時的に技術価値に対する株価の再評価を受けることができる。LG半導体出身で2000年にネットリストを設立したホン・チュンギ代表は、「SKハイニックスとの訴訟の中で発生し得る敵対的M&Aを防ぐために、このような評価を受けた」と説明した。(19日 電子)
- ▲4月24日、韓国の大宇造船海洋は、「LNG蒸発ガス部分の再液化システム(PRS)」に対し、日本のメーカーが提起した特許登録異議申立において、特許を維持できたと明らかにした。(25日 東亜)
- ▲4月26日、韓国のセルトリオンは、多国籍製薬会社ロシュが去る2013年10月ソウル中央地裁に提起した、セルトリオンとセルトリオン製薬を相手に、バイオシミラー「ハジュマ(Herzuma)」がロシュの特許を侵害したという趣旨の特許権侵害禁止訴訟と、2016年8月に申請した特許侵害仮処分訴訟において、すべて勝訴し安定して国内に発売できることになったと明らかにした。(27日 ヘラ)

### 《立法》

- ▲韓国大法院量刑委員会は4月10日、第78次全体会議を開き、産業技術の流出や大企業による中小企業技術侵害に対して加重処罰するなど、知的財産権の犯罪のうち営業秘密侵害行為に対する量刑基準を強化する内容の量刑基準修正案を審議・議決したと明らかにした。修正された量刑基準は5月15日、新たに設定された量刑基準は来る7月1日から施行される。(11日 ソ経)

## 《行政》

- ▲4月3日、韓国特許庁によると、特許、意匠、商標の登録は、前年よりもそれぞれ6.9%、1.9%、3.9%増の10万8,876件、5万5,603件、11万9,256件が登録され、産業財産権登録件数が28万6,589件と前年よりも4.4%増加したことが分かった。(4日 連合)
- ▲4月19日、「2017年国際医薬品展」において、韓国特許庁は「ジェネリック医薬品許可審査説明会」にて「特許存続期間延長制度の政策方向」をテーマに製薬特許の争点と今後の計画を説明する中で、薬剤の特許存続期間延長申請を拒絶した韓国特許庁の決定に対して、製薬会社が請求した不服審判の提起率が69%に達し、当該制度の改善必要性が提起された。(20日 デイ)
- ▲韓国特許庁は世界知的所有権機関(WIPO)と共同で、24日から27日までクック諸島(Cook Islands)にて、パシフィックアイランド地域における国際商標・デザインに関するカンファレンスを開催したと26日明らかにした。(26日 政策)
- ▲4月21日開かれた「韓日知財弁護士共同セミナー」で、韓国特許法院側は、「2010~2015年の平均損害賠償認容額が1億ウォンを超える」と明らかにした。(26日 電子)

## 《その他》

- ▲韓国経済研究院は4月5日、「スマート自動車産業の技術力量と発展方向の分析(1970~2015米国特許庁基準)」報告書を通じて、韓国のスマート自動車技術の特許数は世界2位水準と高いのに比べて、質的水準は競合国である日本、中国に遅れを取っていると明らかにした。(6日 ファ)
- ▲グーグルは4月3日(現地時間)、アンドロイド運営体制(OS)とスマートフォンに設置されたグーグルアプリケーションと関連した特許とをクロスライセンスする「パックス(PAX)」を発足すると明らかにした。グーグル、サムスン電子、LG電子などが特許を互いに共有することにより、パテント・トロールの訴訟攻撃を心配せずに外縁を拡大できる契機が設けられたと評価されている。(6日 国民)
- ▲4月18日、業界によると、LG電子は最近、約1年間、製品デザイン500個余りをすべて秘密意匠として出願した。(19日 電子)
- ▲フランスの資産運用会社であるコムジェストが世界知的所有権機関(WIPO)の資料を分析した結果によると、韓国と中国を含む12の新興市場(EM)諸国の2015年の特許出願件数は149万件で、先進国の148万件を上回ったとフィナンシャルタイムズが24日報じた。(25日 連合)

## ※媒体の正式名称(発行社)

朝鮮:朝鮮日報(朝鮮日報社)、東亜:東亜日報(東亜日報社)、中央:中央日報(中央日報社)、京郷:京郷新聞(京郷新聞社)、ハン:ハンギョレ新聞(ハンギョレ新聞社)、国民:国民日報(国民日報社)、韓国:韓国日報(韓国日報社)、世界:世界日報(世界日報社)、毎経:毎日経済新聞(毎日経済新聞社)、韓経:韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、ア経:アジア経済新聞(アジア・メディア・グループ)、亞経:亞洲経済新聞(亞洲経済新聞社)、ソ経:ソウル経済新聞(ソウル経済新聞社)、ヘラ:ヘラルド経済(ヘラルド社)、電子:電子新聞(電子新聞社)、ファ:ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、マネ:マネートゥディ(マネートゥディ社)、デジ:デジタルタイムス(文化日報社)、連合:連合ニュース(連合ニュース社)、デイ:デイリーパム(デイリーパム社)、アジ:アジアトゥディ(アジアトゥディ社)、ニュ:ニューシス(ニューシス社)、ニ1:ニュース1(ニュース1社)、法律:法律新聞(法律新聞社)、政策:政策ブリーフィング(韓国文化体育観光部)